

蔵 保 福 号 外
平成30年8月23日

介護保険事業所 管理者 殿

蔵王町保健福祉課長
(公印省略)

総合事業における月額包括報酬の日割り請求に係る適用について（通知）

本町の介護保険事業運営の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省事務連絡（※）により総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスについては、月途中で利用者と契約開始又は解除した場合、日割りで算定することとされています。

つきましては、下記の取扱いとなりますので、月途中で利用者と契約開始又は解除し、包括報酬で算定している場合は、利用者へ過誤分を返納していただくとともに、保険者へ過誤申立手続きを行うようお願いいたします。

管理者の皆様には、日割り請求の十分な周知ができていなかった等により、御迷惑をおかけしますこととお詫びいたします。

記

1 日割り請求の取扱い

(1) 月途中の利用開始

利用者との契約開始を事由として、契約日を起算日に日割り計算します。この場合、当該契約月にサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合、当該月については報酬を請求することなく、翌月から請求することとなります。

(2) 月途中の利用終了

利用者との契約解除を事由として、契約解除日を起算日に日割り計算します。この場合、当該契約解除月にサービス利用がない場合、当該月については報酬を請求することなく、前月までのサービス利用分について請求することとなります。

2 取扱いの適用日及び対応

上記の取扱いは、蔵王町における総合事業の開始日（平成29年4月1日）から適用させていただきます。各事業所におかれては、点検の御協力をお願いいたします。

3 根拠（※）

平成27年3月31日付け厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」のI介護報酬改定関係資料の資料9「月額包括請求の日割り請求にかかる適用について」

担当：保健福祉課 介護保険係 高橋
電話：0224-33-2003（内線573）
FAX：0224-33-2988